



長野県報

2月4日(月)
平成20年
(2008年)
第1936号

目次

告示

長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課) 1

公告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) 1

平成20年度長野県農業大学校農学部学生の第2次募集(農業技術課) 2

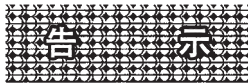
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) 4

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農地整備課) 4

一般競争入札(森林政策課) 5

一般競争入札(6件)(県立病院課) 5

長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等(労働委員会事務局) 11



長野県告示第48号

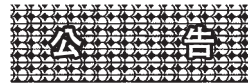
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成20年1月29日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成20年2月4日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
セブンイレブン川中島中学校前店	長野市川中島町今里123番地3	長野市川中島町今里123番地3

会計課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年2月4日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド長野SBC通り店
長野市吉田1-141-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町4-40-11
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町4-40-11
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年9月24日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,801平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 394台

- (2) 駐輪場の収容台数 72台
 (3) 荷さばき施設の面積 231平方メートル
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 46立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場A	午前9時30分から午後10時15分まで
駐車場B	午前9時30分から午後10時15分まで
駐車場C	午前9時30分から午後9時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 7か所
 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後9時まで

- 8 届出年月日
平成20年1月23日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成20年2月4日から平成20年6月4日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成20年度長野県農業大学校農学部学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成20年2月4日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員及び修業年限

学	科	修業年限	募集人員
総	合 農 学 科	2年	若干人
専	門 技 術 科	2年	若干人
実 科 ・ 研 究 科	果樹実科・研究科	各1年	実科 若干人 研究科 若干人
	野菜花き実科・研究科		
	畜産実科・研究科		
	中信農業実科・研究科		
	南信農業実科・研究科		

2 受験資格

(1) 総合農学科

次のいずれかに該当する者(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であることとします。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 イ 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
 ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 専門技術科

次のいずれかに該当する者(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であることとします。

- ア 学校教育法による短期大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
 イ 都道府県立農業講習所(学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入所資格とする修業年限2年以上のものに限ります。)又は都道府県立農業者研修教育施設(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限ります。)の養成部門において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
 ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

(3) 実科

次のいずれかに該当する者(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であることとします。

- ア 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）
- ウ 学校教育法施行規則第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- エ 18歳以上であって、ア、イ又はウと同等以上の学力があると認められる者

(4) 研究科

次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- ア 長野県農業大学校の実科を卒業した者
- イ 学校教育法による短期大学を卒業した者
- ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

3 入学志願の手続き

(1) 提出書類

- ア 入学願書（長野県農業大学校所定の用紙を使用してください。）
- イ 調査書（最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあつては、卒業証明書、成績通知票又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。）
- ウ 2の(1)のウ又は(3)のウに該当する者にあつては、その事実を証する書類
- エ 写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書にはってください。）
- オ 受験票（長野県農業大学校所定の用紙にあて先を明記し、50円切手をはってください。）
- カ その他校長が必要とする書類

(2) 受付期間

平成20年2月20日（水）から平成20年3月6日（木）まで

（郵送による場合は、平成20年3月6日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書にはり、消印しないでください。）

納付してください。

(4) 入学願書等の提出先

受験しようとする学	提出先
総合農学科 専門技術科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話（026）278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話（026）246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒381-1211 長野市松代町大室2206 電話（026）278-6848
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話（0263）52-1188
中信農業実科・研究科	長野県農業大学校 中信農業実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話（0263）52-1148
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話（0265）35-2240

4 入学試験の実施

試験は、筆記試験及び人物考査とし、次により実施します。

(1) 期日及び場所

ア 期日 平成20年3月13日(木)

イ 場所 3の(4)の入学願書等の提出先

(2) 筆記試験の内容

ア 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分) 数学(60分)	国語総合(注)1 (古文・漢文を除く。) 数学I(注)1	国語(60分) 小論文(60分)	国語総合(注)1 (古文・漢文を除く。) 1,200字以内
選択科目	公民(60分) 化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	現代社会 化学I(注)1 生物I(注)1 (注)2	数学(60分) 公民(60分) 化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	数学I(注)1 現代社会 化学I(注)1 生物I(注)1 (注)2

(注)1 国語総合、数学I、化学I及び生物Iの内容は、旧課程及び新課程の共通範囲とします。

2 農業の内容は、各種作物の栽培管理(作物の種類、栽培、経営、機械及び流通加工)及び各種家畜の飼養管理(家畜の種類、飼育、経営及び流通加工)とします。

イ 専門技術科

科目	出題形式	内容
一般教養 (90分)	多枝選択	一般知識 文章理解 判断推理 数的推理 資料解釈
専門 (90分)	記述式	栽培原論 作物学総論 果樹・野菜・花き園芸学総論 畜産学総論 土壌肥科学 植物病虫害学 農業経営学

ウ 研究科

論文(90分、1,600字以内)とします。

5 合格者の発表

平成20年3月18日(火)に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

6 その他

(1) 入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。

なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

農業技術課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成20年2月4日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
上田市	地籍簿及び地籍図	平成18年度から平成19年度まで	上田市御嶽堂の一部	平成20年2月4日
千曲市	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成19年度まで	千曲市大字千本柳の一部	平成20年2月4日

農地整備課

公告

上田市における県営幸村の郷地区上洗馬換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87

条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年2月4日

長野県知事 村 井 仁

1 縦覧に供する書類

県営幸村の郷地区上洗馬地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年2月5日から3月4日まで

3 縦覧の場所

上田市真田地域自治センター

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月4日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

総合行政ネットワークの利用に供する機器 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

接続確認試験日から平成25年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林政策課

電話 026(235)7269

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成20年2月12日 午後4時

(2) 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月15日 午前10時30分

イ 場所 長野県長野合同庁舎 301号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

森林政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月4日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立駒ヶ根病院清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野県立駒ヶ根病院の清掃作業

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去3年以内に延床面積3,000㎡以上の建物において種類を同じくする清掃業務契約を誠実に履行した実績を2年以上有する者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に掲げる基準に適合している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院 事務局
電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年2月25日(月) 午後2時
イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月14日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立駒ヶ根病院院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月4日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛忠彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県立駒ヶ根病院一般廃棄物処理業務委託
 - (2) 役務の特質
長野県立駒ヶ根病院の一般廃棄物の収集、運搬及び処分業務
 - (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 履行場所
駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札

参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 一般廃棄物の収集及び運搬に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定による駒ヶ根市長の許可を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院 事務局
電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月25日(月) 午後2時30分

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月14日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立駒ヶ根病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月4日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛忠彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

長野県立駒ヶ根病院産業廃棄物処理業務委託

- (2) 役務の特質

長野県立駒ヶ根病院の産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務

- (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

- (4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による長野県知事の許可を有する者であること。

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項及び第14条の4第6項の規定による長野県知事の許可を受けた者で、長野県内で中間処理を行うことができるもの又は長野県内で中間処理を行うことができる者に病院の産業廃棄物の処理業務を委託させることを誓約するものであること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務局

電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月25日(月) 午後3時

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月14日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立駒ヶ根病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月4日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立駒ヶ根病院リネン管理業務委託

(2) 役務の特質

長野県立駒ヶ根病院のリネン管理業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に病院のリネン管理業務委託又は院内洗濯業務委託契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務局

電話 0265(83)3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月25日(月) 午後1時30分

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月14日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立駒ヶ根病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月4日

長野県立阿南病院長 温田信夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立阿南病院及び長野県阿南介護老人保健施設の清掃業務及び洗濯業務委託

(2) 役務の特質

長野県立阿南病院及び長野県阿南介護老人保健施設の清掃作業及び洗濯作業

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

下伊那郡阿南町北条2009-1

長野県立阿南病院及び長野県阿南介護老人保健施設

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去3年以内に延床面積3,000㎡以上の建物において種類を同じくする清掃業務契約を誠実に履行した実績を2年以上有する者であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に掲げる基準に適合している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

下伊那郡阿南町北条2009-1

長野県立阿南病院 事務局総務係

電話 0260(22)2121 内線 205

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月22日（金）午後1時30分

イ 場所 長野県立阿南病院 講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月13日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立阿南病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月4日

長野県立木曽病院長 久米田 茂 喜

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
ベッドサイドステーション 一式
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成20年3月31日
- (4) 納入場所
長野県立木曽病院
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達する物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4
長野県立木曽病院 事務局総務係
電話 0264 (22) 2703 内線 2213

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年2月15日 午後2時
イ 場所 長野県立木曽病院 2階講堂
- (3) 郵送による入札書の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課